

# 西宮市立段上小学校いじめ防止基本方針

西宮市立段上小学校

## 1 学校の方針

人権尊重の精神を基盤として、児童理解と愛情あふれる人間的なふれあいに基づく学級集団・仲間づくりを基本とし、真理をみつめる知性、豊かな心情、強い体を持ち、たくましく生きる子どもを育成する。日々の営みをおして子どものうるおいと温もりのある（子どもの声に耳を傾ける）教育環境づくりをするなど、あるべき姿を求め続ける全教職員の意志を本校の教育の礎とする。

本校のめざす児童像「進んで考える子・思いやりのある子・ねばり強い子」の具体化をめざして、学年のめざす児童像や学年、学級での指導内容を明確にしなが、各学年の実態に応じた指導に取り組む。

## 2 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの集団でも起こりうることを踏まえて、身近で深刻な人権侵害との認識に立ち、すべての児童を対象としたいじめの未然防止とすべての児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために、全教職員が一体となって取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待されている。

そうした未然防止の取り組みが成果をあげているかどうかは、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行い、新たな取り組みをすすめる必要があるかを検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

## 3. いじめの防止等の指導體制、組織的対応等

### いじめの未然防止

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくり。すべての児童が集団の一員としての自覚や自信が育ち、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せることが、未然防止への第1歩であると考え。

### いじめの早期発見・早期対応

いじめの兆候を見逃さない、見過ごさない学校態勢を整えるとともに、教育相談体制や学校、地域、家庭との連携を充実させる。いじめ問題解決に向けた「いじめ対応チーム」については、必要に応じ、専門家、医師、警察関係者など外部専門家等と連携をとり迅速な対応を行う。

○児童のささいな変化に気づく。（朝の健康観察時の表情、返事・授業中の態度）

○気づいた情報を共有する。（発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ対策チーム」に直ちに確実な情報を共有する。）

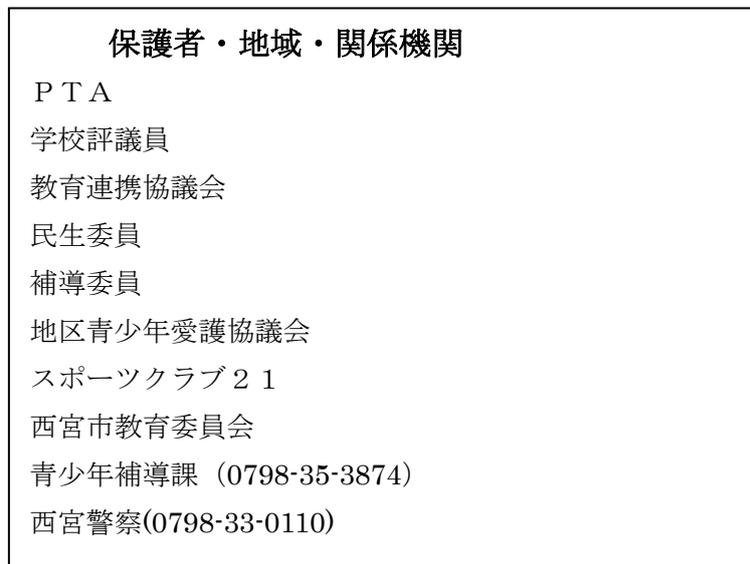
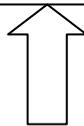
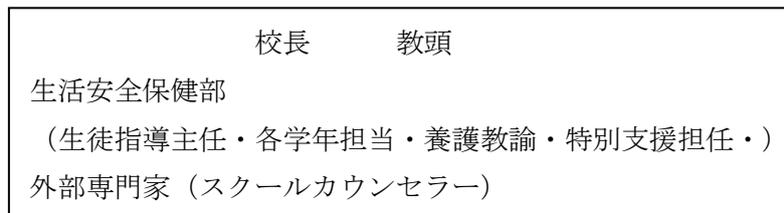
○速やかな対応（当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

### 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。（人権教育・道徳教育・生徒指導）
- 2 いじめ問題への取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し常に細かいところに気をつかう。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を行う。

《構成員》

#### いじめ対応チーム



★「いじめ対応チーム」は原則月に1回開催する。

★いじめ問題発生時は、「いじめ対応チーム」を招集し職員全体で理解し対応にあたる。

## 4 重要事態への対応

《重大事態とは》

○いじめにより本学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより本学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがあると認めるとき。

### 《重大事態への対応》

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、西宮市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

(ア) 相当な期間として、年間30日を目安とする。

(イ) 事案によっては、西宮市教育委員会が設置する重大事態調査のため組織に協力する。

#### 学校下に、重大事態の調査組織を設置

組織の構成に当たっては専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保する。

#### 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

#### いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。  
関係者の個人情報に十分配慮する。  
調査前にいじめられた児童や保護者に説明する等の措置をとる。

#### 調査結果を学校の設置者に報告

いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### 調査結果を踏まえた必要な措置

## 5 いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの集団でも起こり得る。
- ② 人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③ 大人には気付きにくいところで行われ発見しにくい。
- ④ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ⑤ 子どもは入れ替わり加害も被害も経験する。
- ⑥ 態様により暴力、恐喝等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ 傍観者から、仲裁者への転換が重要である。

## 6 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み	
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	学級づくり		
5月	事案発生時  いじめ対策委員会  職員会議		家庭訪問	
6月				
7月			いじめアンケート	
8月			地域行事参加 カウンセリング マインド研修 地域行事参加	
9月			学級づくり	
10月			地域行事参加	
11月				
12月			地域行事参加	いじめアンケート
1月			学級づくり	
2月			カウンセリング マインド研修	
3月		いじめ対応チーム 本年度のまとめ	地域行事参加	いじめアンケート

### 職員会議等

・一か月に一度児童の情報情報交換、配慮を要する児童について会議をする。

### 未然防止・ 早期発見にむけて

・いじめを許さない学校づくりを進める。  
・個人の様子を学年会で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について、いじめ対応チームや職員会議に取り上げ共通理解を図る。

### 生活実態(アンケート)

・状況把握と同時にいじめ実態把握のためにアンケートを実施する。

### 多くの目で見守る

・地域の行事に参加しより多くの目で児童の社会性の育成をはかる。

## 7 その他の事項

- ・ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めると共に、家庭訪問や学校便りなどを通して家庭への緊密な連携協力を図る。例えば、学校・P T A・地域諸団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、教育連携協議会を活用するなど、地域と連携した対策を推進する。
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 本方針が学校の実態に即して、機能しているかどうか点検し、必要に応じていじめ対応チームが見直す。